

市県民税（個人住民税）の定額減税について

1 制度について

デフレ脱却のための一時的措置として令和6年度税制改正大綱（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき、所得税3万円、市県民税（個人住民税）1万円の定額減税が実施されることになりました。

なお、この市県民税（個人住民税）に関する定額減税の適用を受けるための申請等は必要ありません。確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等の税情報から算出します。

2 Q&A

（1）定額減税の対象者は？

令和6年度（令和5年分）の市県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者が対象です。

※令和6年度の市県民税が**非課税の場合は対象となりません。**

※令和6年度の市県民税が**均等割及び森林環境税のみ課税される場合は対象となりません。**

※事務所・事業所・家屋敷にかかる市県民税は対象となりません。

（2）令和5年中に収入がなく、令和6年度の市県民税は非課税です。定額減税は適用されますか？

定額減税は適用されません。

定額減税は令和6年度に市県民税の所得割が課税される方が対象です。

(3) 4人家族で妻と子2人を扶養していますが定額減税額はいくらになりますか？

【定額減税額の計算方法】

市県民税から減税される額は、

- ・本人 1万円
- ・控除対象配偶者（国外居住者を除く）及び扶養親族（国外居住者を除く） 1人につき1万円

となることから、本人、妻（控除対象配偶者）、扶養の子ども2人の場合の市県民税の定額減税額は、

- 本人 妻・子供2人
- ・1万円 + (3人 × 1万円) = 4万円

となります。

ただし、扶養している方が国外居住親族（留学生など）の場合はその方の分は定額減税の計算対象になりません。

(4) 16歳未満の扶養親族も定額減税の加算対象に含まれますか？

加算対象に含まれます。

(5) 令和5年12月に扶養親族が亡くなりましたが定額減税の加算対象となりますか？

加算対象となります。

令和5年中に亡くなられた扶養親族は、令和6年度市県民税の扶養親族であるため加算対象となります。ただし、令和6年分所得税の扶養親族とはならないため、所得税の定額減税の加算対象とはなりません。

市県民税に係る扶養親族の判定時期は、地方税法の規定に基づき、令和5年12月31日（令和5年中に死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるとされているため、令和6年1月1日以後に死亡した扶養親族については定額減税の対象となります。

（6）令和6年4月に子どもが生まれましたが定額減税の加算対象となりますか？

加算対象にはなりません。

定額減税額は、令和6年度市県民税の扶養親族数を基に加算額を算定します。よって、令和6年中に子どもが生まれた場合は、令和6年度市県民税の扶養親族とならないため加算対象とはなりません。ただし、令和6年分所得税の扶養親族となるため、所得税の定額減税の加算対象となります。

市県民税に係る扶養親族の判定時期は、地方税法の規定に基づき、令和5年12月31日の現況によるとされているため、同日以後に出生した扶養親族については定額減税の対象とはなりません。

（7）なぜ扶養親族である国外居住親族が定額減税の加算対象にならないのですか？

今回の定額減税は、国内におけるデフレ脱却のための一時的な措置であるため、その対象者についても、国の定めにより国内に住所を有する者に限定することとされています。

（8）令和6年の途中で石垣市に転入してきました。定額減税はどうなりますか？

定額減税が適用される令和6年度の市県民税は原則として令和6年1月1日に住所のある自治体で計算が行われます。

（9）令和5年中に休職しており収入がなく市県民税が課税されない場合はどうなりますか？

定額減税の対象にはなりません。

定額減税は令和6年度の市県民税の所得割が課税される方が対象となります。なお、自身に収入がなく、どなたかの扶養になっている場合は、扶養者側の定額減税額に加算されています。（扶養者が定額減税対象の場合に限ります。）

(10) 退職手当に対して課税される市県民税は定額減税の対象ですか？

対象にはなりません。

現年分離課税の対象となる退職手当に対する市県民税は定額減税の対象にはなりません。現行制度下における他の税額控除と同様の扱いです。

(11) 配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除により市県民税の所得割が0円となった場合は定額減税の対象となるのですか？

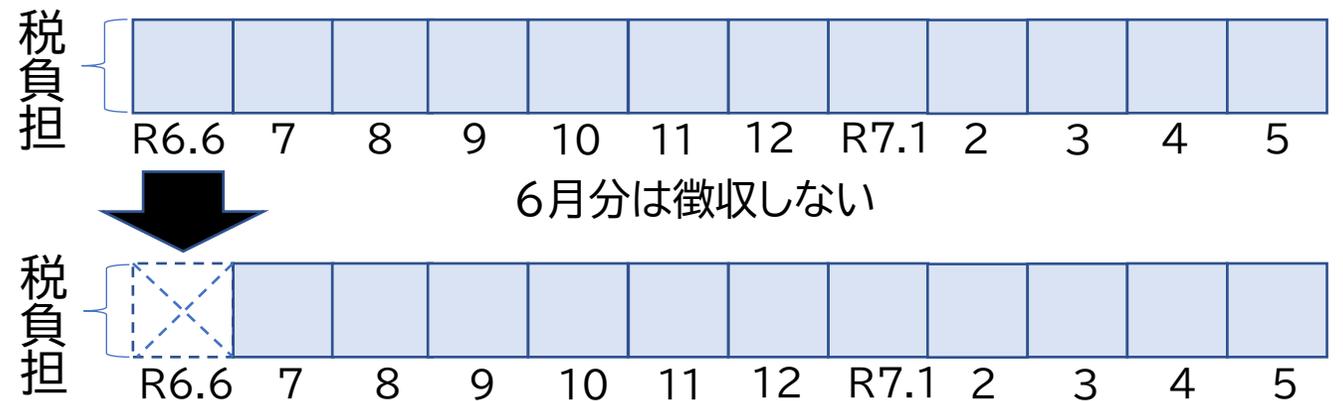
定額減税の対象とはなりません。

3 実施方法について

(1) 給与所得に係る特別徴収（事業主が給与所得者に代わり、毎月の給与から市県民税を徴収する）

特別徴収

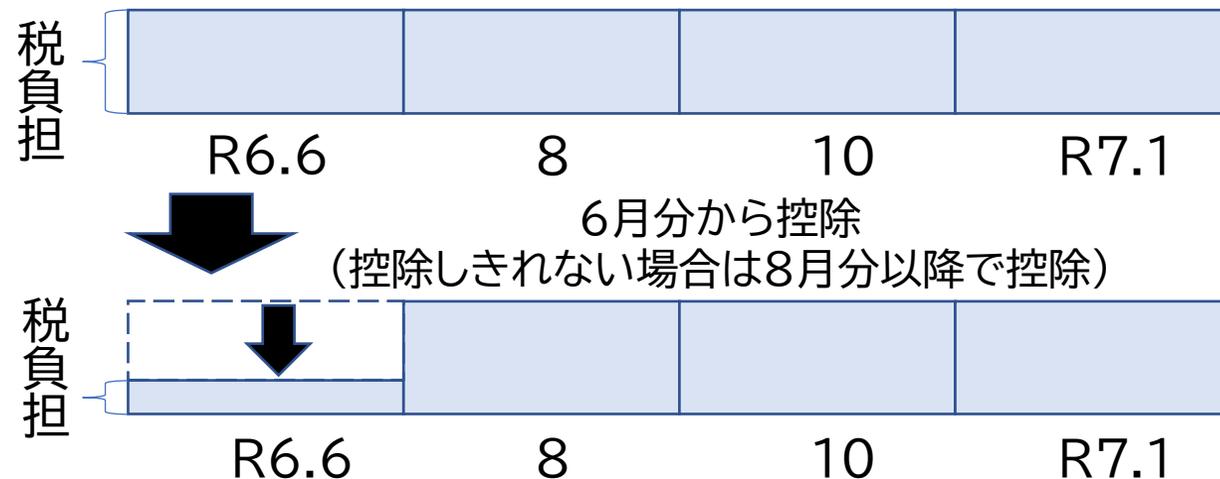
令和6年6月分の給与天引きを行わず、定額減税「後」の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分で給与天引きを行います。なお、定額減税の対象者でない方については、例年どおり6月から特別徴収されます。



(2) 普通徴収（納付書や口座振替で納付する）

普通徴収

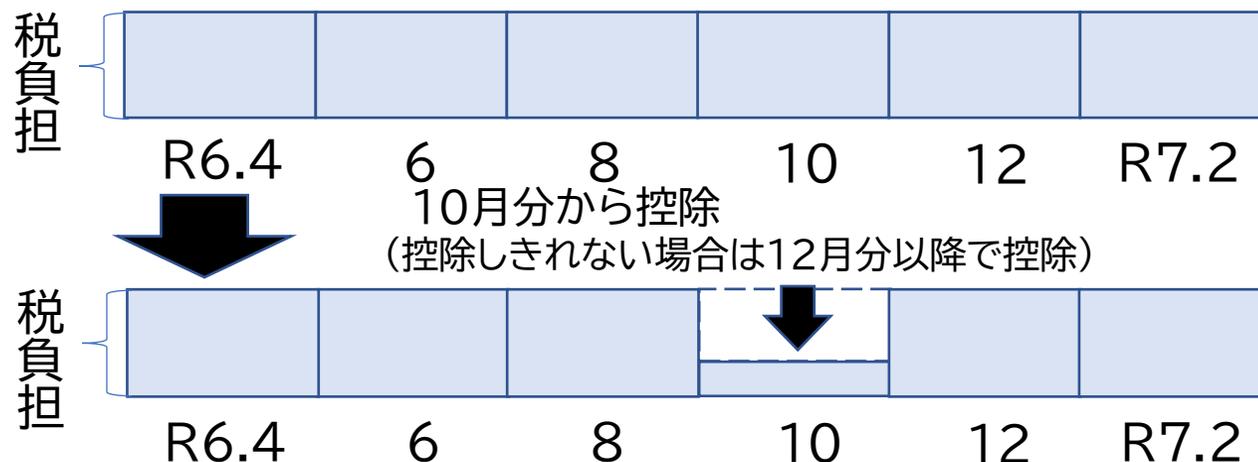
定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月）以降の税額から、順次控除されます。



(3) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金の支払者が受給者に代わり、公的年金から徴収する）

公的年金等に係る特別徴収

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



※初めて公的年金等から特別徴収される場合は、令和6年6月分及び8月分は普通徴収による控除を行い、控除しきれない金額については令和6年10月分以降の特別徴収税額から順次控除を行います。

（４）定額減税を受けるには何か申請をする必要はありますか？

定額減税を受けるために申請する必要はありません。

定額減税額は石垣市が保有する税情報（確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等）を基に算出します。

（５）定額減税額を確認したいのですが？

定額減税額は、石垣市が発付する令和６年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書、税額変更通知書及び課税証明書等で確認することができます。

（６）定額減税額が税額から引ききれなかった場合はどうなりますか？

令和６年度市県民税において、算定される減税額（定額減税可能額）が、定額減税を行う前の市県民税所得割額を上回り、定額減税しきれない場合は調整給付が行われます。

（例）市県民税所得割額（定額減税前）が25,000円で控除対象配偶者、子ども１人を扶養しているケース

定額減税可能額・・・10,000円（本人）＋2人×10,000円＝30,000円

定額減税適用額・・・25,000円

定額減税しきれない額・・・5,000円

→定額減税しきれない額は10,000円へ切り上げし調整給付されます。

（７）給与所得のみですがどのように定額減税が反映しているのですか？

給与から市県民税・森林環境税が天引き（特別徴収）される方の場合は、令和６年６月は天引きされず、定額減税の額を控除した後の税額を令和６年７月から令和７年５月までの11回に分けて天引きされます。

（８）年金受給者で年金所得のみですがどのように定額減税が反映しているのですか？

年金から市県民税・森林環境税が差し引かれる方（年金特別徴収）の場合は、原則として令和６年10月分の年金特別徴収税額から定額減税が順次行われます。なお、10月分より控除してもなお控除しきれない部分の金額は、12月分以降の税額から順に控除します。

（９）給与所得以外にも所得があり、給与からの特別徴収のほか、自分でも納付します。その場合は定額減税はどのように控除されますか？

定額減税の徴収方法の優先順は法定されておらず、各市町村において、令和６年６月以降の実務上できる限り早いタイミングで減税が行われるように対応することとされています。

石垣市では給与からの天引き（特別徴収）のほかにご自身で納付（普通徴収）する税額がある場合、特別徴収税額から優先して定額減税を適用することとしています。

４ 事業者の方向け

（１）今回の市県民税の定額減税で会社（特別徴収義務者）として何か個別の手続きは必要ですか？

特別な手続きは必要ありません。

定額減税額は石垣市が保有する税情報（確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等）を基に算出します。従来と同様に通知された金額のとおり差し引き、納入してください。

（２）給与から差し引く金額が６月分が０円の方とそうでない方が混在する可能性がありますか？

定額減税が適用される方は６月分が０円、適用されない方は６月分が通常どおり発生し混在する場合があります。

(3) 会社の労務担当者です。所得税と同様に市県民税の定額減税についても、会社で計算する必要はありますか？

計算する必要はありません。

石垣市が定額減税額を計算し、控除した税額を通知します。特別徴収税額通知書のとおり差し引いてください。

(4) 今後の定額減税に係る給与等の源泉徴収事務、年末調整等について知りたいのですが？

所得税については国税であるため、制度の詳細は国税庁ホームページをご確認いただくか、所管の税務署へお問合せください。

5 その他

(1) 定額減税は令和5年に行ったふるさと納税の限度額（令和6年度市県民税で適用される寄附金税額控除の上限）に影響はありますか？

令和5年中に行ったふるさと納税は、令和6年度市県民税の寄附金税額控除として「定額減税前の市県民税所得割額の2割」が上限とされています。そのため、定額減税の導入によるふるさと納税の適用上限額に影響はありません。

(2) 福祉制度など他の制度への影響はあるのですか？

定額減税の取り扱いはその事業により異なりますのでお手数ですが事業担当部署へお問合せください。

(3) 所得税の定額減税について知りたいのですが？

所得税については国税であるため、制度の詳細は国税庁ホームページをご確認いただくか、所管の税務署へお問合せください。

また、ご自身の給与から源泉徴収される所得税の額等については勤務先の給与・労務ご担当の方へ、ご自身の年金から源泉徴収される所得税の額等については年金支払者へお問い合わせください。

6 留意事項

- (1) 定額減税の特別税額控除は、他の税額控除（調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額及び株式譲渡所得割額の控除）の額を控除した後の所得割の額から控除します。なお、**控除した後に所得割の額がない場合は、定額減税の適用はありません。**
- (2) 定額減税の特別税額控除は、均等割、利子割、配当割、株式譲渡所得割、退職所得（分離課税分）には適用されません。
- (3) 以下の算定の基礎となる令和6年度の所得割は、定額減税の特別税額控除が適用される前（調整控除後）の額となります。
 - ・ 公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額
 - ・ 寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除額の控除上限額の算定においては、定額減税を適用する前の所得割額を算定の基礎とします。**（定額減税は、ふるさと納税の額の控除上限額に影響しません。）**